

## 与謝野町広報印刷物広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、与謝野町有料広告掲載要綱（令和3年与謝野町告示第14号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、町の広報印刷物（広報誌、文書送付用封筒）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 町の広報印刷物に広告を掲載することができる者、広告の内容等は、要綱第3条、第4条及び与謝野町広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、町長が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載は、広報誌は1か月を1単位とし、最長12単位（12か月）、文書送付用封筒は12か月を1単位とする。ただし、年度を超えることはできない。

(広告の枠数、規格及び掲載料)

第5条 掲載する広告の枠数は、広報誌は1単位最大6枠、文書送付用封筒は広告を掲載する封筒の規格に応じて、掲載募集時に枠数を示す。

2 規格及び掲載料は、次のとおりとする。

掲載媒体	規格	掲載期間	掲載料
広報誌「広報よさの」	縦 45mm×横 60mm	1 カ月	5, 000 円
文書送付用封筒	縦 45mm×横 60mm	12 カ月	40, 000 円

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告の掲載を希望する者は、与謝野町広報印刷物広告掲載（新規・変更）申込書（別記様式）により、町長に申し込むものとする。

2 町長は必要に応じて、前項に規定する申込みをした者（以下「申込者」という。）の事業内容等に関する資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、第2条の規定に基づき、広告内容を審査し、掲載の可否を決定する。

(広告内容等の変更)

第8条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下、「広告主」）は、1単位ごとに広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、与謝野町広報印刷物広告掲載（新規・変更）申込書（別記様式）により変更を申し込み、町長の承認を得るものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条、第8条関係）

年 月 日

与謝野町長 様

(広告掲載申込者)

住 所

名 称

代表者名

与謝野町広報印刷物広告掲載（新規・変更）申込書

与謝野町の広報印刷物への広告掲載（新規・変更）を、以下のとおり申込みます。

なお、申込みにあたり、与謝野町の広告関連の規定を遵守すること及び与謝野町が町税等の納付状況を調査することに同意します。

広告掲載申込者の業種		
広告掲載を希望する広報印刷物		広報よさの ・ 文書送付用封筒
広告掲載希望号 ※「広報よさの」に新規に掲載の場合のみ		年 月号から 年 月号まで ※年度を超えない期間
内容変更希望時期 ※「広報よさの」広告内容変更の場合のみ		
広告の内容		※広告原稿を添付してください。
連絡先	電 話	
	FAX	
	Eメール	

(注意事項)

※ 掲載希望号は、1か月を1単位とし、年度を超えない期間とします。(最長12単位)

※ 必要に応じて、広告掲載希望者の事業内容等に関する資料を添付いただきます。